

# 第2回手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会議事録

日時：平成16年1月20日（火）14:00～

場所：印旛支庁2階 大会議室

## 目 次

1	開 会 .....	2
2.	挨 拶 .....	3
3.	委員委嘱 .....	4
4.	報告事項 .....	5
	4.1 手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会 規約.....	5
	4.2 印旛沼水循環健全化会議について.....	6
5.	座長挨拶 .....	8
6.	議 事 .....	9
	6.1 第1回懇談会の意見・見解について.....	9
	6.2 手賀沼・印旛沼・根木名川圏域 河川整備計画（原案）について.....	17
	6.3 議事に係る質疑.....	24
7.	今後のスケジュール.....	37

# 1 開 会

【司会】 恐れ入ります。お待たせしました。それでは、第2回の懇談会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、第2回手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日、私、司会進行を務めさせていただきます千葉県土木部都市河川課企画調整室で室長をしております大矢といいます。よろしくお願いいたします。

それではちょっと、事前に郵送させていただきました資料の確認をさせていただきたいと思えます。そして、また本日お配りしましたもので、資料がちょっと煩雑になっておりますので、念のため確認をお願いしたいと思います。

まず、事前に郵送させていただきました資料の確認をさせていただきます。事前に郵送しましたものは、ファイルにとじてお配りいたしました。その中に、懇談会の次第がまず一番上にありまして、インデックスがつきまして、資料1ということで、この会議の懇談会規約（改正案）をお配りしました。それから、次に資料2ということで、印旛沼水循環健全化会議についてということで資料2をお配りさせていただきました。次に資料3は、中身が入っておりません。それから、次に資料4ということで、意見・見解について（全体及び印旛沼にかかるもの）ということで資料をお配りさせていただきました。もう1つ、参考資料4-1ということで、第1回懇談会議事録というものを配らせていただきました。それから、資料5ということで、手賀沼・印旛沼・根木名川圏域河川整備計画（原案）についてということでお配りさせていただきました。次に資料6ということで、今後のスケジュール（案）について。ということで、事前に郵送でお手元にお配りさせていただきました。

次に、きょうお配りいたしました資料の確認をさせていただきます。まず座席表と、本日の懇談会の出席者名簿を配らせていただきましたが、これはA4判で、裏表で1枚の紙面でお配りさせていただきました。それから、続きまして参考資料4-2ということで、意見・見解のダイジェスト版というものをお配りさせていただきました。それから、参考資料5ということで、河川整備計画（原案）説明資料ということで、絵でもって、A4判のものをお配りさせていただきました。それからもう1つ、意見用紙という、きょうの会

議で十分なお意見をいただけなかった場合に、改めてまた意見を書いていただくペーパーを1枚配らせていただきました。以上、きょうの資料としてお配りさせていただきました。その中で、先ほどあらかじめ郵送させていただきましたファイルの中の懇談会次第、これは前のものを破棄していただきまして、きょうお配りしましたものに置きかえていただきたいと思ひます。

それから次に、資料1についても差しかえをお願いしたいと思ひます。資料1は前のものを取りまして、きょう配りましたものに置きかえていただきたい。

資料3については、前に何も無いということでしたが、ここに印旛沼の健全化会議の情報を入れる予定でしたが、基本的には資料2で一括して整理をさせていただきました都合上、3については空白のままお願いします。無いということでした承願います。

以上ちょっと、資料の関係でお手数をとらせまして申しわけありませんが、そういうことで調整をさせていただいて。今取り除きましたものは会議終了後、私ども集めますので、机の脇に置いておいていただければと思ひます。ちょっとお手数をかけましたことを、改めておわび申し上げます。

それでは、懇談会の次第に従いまして進行を務めさせていただきます。

まず、事務局からの報告事項等がありますので、それからやらせてもらいます。その前に、まず会に先立ちまして、複数の土木事務所にまたがるということから河川管理者を代表し、千葉県土木部都市河川課長であります市川よりごあいさつを申し上げますので、よろしくをお願いします。

市川課長、よろしくをお願いします。

## 2. 挨拶

【都市河川課長】 ただいま紹介に預かりました都市河川課長の市川でございます。手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会の第2回印旛沼部会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、お忙しい中、当印旛沼議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。当懇談会は、平成13年11月2日に第1回目を開催いたしました。しかし、2回目以降の懇談会は、手賀沼・印旛沼・根木名川圏域を3つの部会に分け、それぞれ行ってきております。当印旛沼議会につきましては、別途開催している印旛沼流域水循環健全

化会議での検討結果を踏まえたものとするとしていたため、約2年間休会しておりましたが、今般その検討結果が取りまとまったことから、今回、部会を開催することとなりました。この間、委員の皆様方にご迷惑をおかけいたしましたことを、この場をおかりしましておわび申し上げます。

さて、近年では河川整備のあり方も、徐々にではありますが、変わってまいりました。これまでのような河川工事や調節池建設のようなハードな対策のみならず、雨水をためたり、汚れた水を流さないといったようなソフトな対策にも、重点が置かれるようになってきております。このような状況の中、印旛沼流域でも、今後は流域の皆様方のご協力のもと、印旛沼流域水循環健全化会議での検討結果に基づくソフトな対策も取り入れながら、なお一層の治水対策、水質対策に努めてまいりたいと考えております。本日は印旛沼に関する整備計画（原案）を提示させていただきますが、この原案につきまして委員の皆様方から積極的なご意見をいただき、よりよい整備計画にしたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

### 3. 委員委嘱

【司会】 ありがとうございます。それでは、私ども、今、市川河川課長からお話がありましたように、第1回から今回の第2回、非常に時間があきましたことをおわび申し上げます。この会につきましても、昨日、先ほど言いました印旛沼流域水循環健全化会議での緊急行動計画ということで内容がまとまりましたものを受けまして、この部会を改めてまた開催させていただきまして、速やかに整備計画を策定したいということで、きょうお集まりいただきました。よろしくお願ひします。

早速ですが、委員の方には事前に懇談会規約改正についてご連絡を申し上げまして、規約を改正することにつきましてご了解をいただきましたことを感謝申し上げます。それで改めて委嘱が必要になりまして、そのものを本来ここで1人ずつお渡しすべきところですが、時間の関係で省略をさせていただきたいと思ひます。委嘱状につきましては、今、皆さんのお手元に、机の上に事前に置かせていただきましたことで、了解をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次に委員の方々をご紹介いたしますが、時間の都合で、恐れ入りますが、配付いたしました出席者名簿にて紹介をかえさせていただきたいと思ひます。なお、本日は椿委員、血

脇委員、岡田正市委員様が欠席ということで連絡をいただいております。そしてまた、酒々井町の綿貫委員が所用により多少おくれるということが連絡が入っておりますことを、ご報告いたします。

それでは、次第により進行させていただきます。議事に入る前に2点ほど報告がありますので、事務局よりお願いします。

## 4. 報告事項

### 4.1 手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会 規約

【事務局】 報告事項をご説明させていただきます千葉県都市河川課中橋と申します。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

まず、報告事項の1つ目といたしまして、手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会規約ということで、本日差しかえさせていただきました資料1をごらんいただきたいと思えます。先ほどのご説明にありましたように、懇談会規約につきましては、昨年末に各委員の皆様、書面にてご照会させていただいております。59名いらっしゃる委員のうち57名の委員の方が委員の継続ということで内諾をいただいております、そのうち52名の委員の方から同意をいただきました。残り5名の委員の方、これは反対ということではなくて、回答がなかったというようなものでございまして、本日、懇談会といっても部会単位になっております。印旛部会ではございますが、このような経緯を踏まえまして、本日をもって承認されたとみなして、規約の変更をしたいと思えます。その規約の内容について、簡単にご説明させていただきます。

まず、変わりましたところにつきましては、趣旨、第2条でございます。この中で、河川管理者である千葉県知事が河川整備計画の策定変更及び河川事業の適正な評価などを行うというものを変更させていただいております。これは、これまで策定というところにとどまっておったんですが、河川整備計画の変更というものを1つ。それから、河川事業の適正な評価というのは具体的には事業の再評価にかかわる部分でございまして、これは千葉県では再評価の実施要領の中で、流域懇談会が設置されている場合には、そちらで事業の評価を行うというような規定がございまして、それに準じて、こちらの規約も変更させていただきます。

それから、第3条になります。懇談会等というところで、前回までの規約の中には、部会を設置するというようなものが明記されておりました。それで、第1回の懇談会以降、手賀沼部会、印旛沼部会、根木名川部会という3つの部会に分かれて、それぞれの中で方針を決定するというようなことになっておりますので、その辺を明記させていただいております。それぞれの懇談会及び部会の中で座長を置くというもの。それから、6として、座長は懇談会及び部会を代表し、会務を総括するというものを、あわせて変更させていただいております。

付則としまして、この規約は平成16年1月20日をもって施行するというので、本日から、この規約を適用するような形に変更させていただいております。

## 4.2 印旛沼水循環健全化会議について

続きまして報告事項の2番目、資料2に入ります。印旛沼水循環健全化会議についてということのご説明をさせていただきます。資料2をごらんください。

当初、印旛沼水循環健全化会議についてと流域懇談会についてという2点ございましたが、この中で両方明記させていただきました。まず印旛沼流域水循環健全化会議についてなんですが、発足経緯としましては、平成2年、計画しておりました国の事業の印旛沼総合開発事業が実施計画調査に入りました。その後10年経過しまして、平成12年11月に印旛沼総合開発事業が中止というような方向が出されまして、その後、県のほうでも水質問題、それから治水対策、これは喫緊の課題というような認識を持ちまして、平成13年5月、印旛沼の今後の進め方について国のほうと協議してまいりました。その年7月には流域市町村を集め、印旛沼会議と称して説明会を実施しております。これが、現在の印旛沼流域水循環健全化会議のもととなる前身の姿でございました。今、そのような会議を進めている構成員なんですが、会議には河川、水質、生態系などの学識者を初め、市民団体、印旛沼土地改良区、印旛沼漁業協同組合、水資源機構など、あと、流域の16市町村、千葉県、国土交通省、農林水産省などで構成されております。2030年を恵みの沼再生目標年次として設定し、印旛沼流域水循環健全化計画、長期構想を策定することとしております。現在の目標は、ここに掲げるような4つのテーマを今、計画しております。最終的に今年度、ことしの2月3日、佐倉市市民音楽ホールにおいて、当面、平成22年を目安にした緊急行動計画、中期構想を策定し、そこで発表することとなっております。その

関係のチラシを皆様の机の上に、カラーの印旛沼再生というチラシ、A4判のチラシなんですが、置かせていただきましたので、こちらのほうも、ぜひご参加いただければというふうに考えております。

1枚めくっていただきまして、手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会の、今度は発足経緯のほうをご説明させていただきます。

平成9年の河川法改正に伴いまして、1級河川利根川に関する河川整備計画を策定することになりました。利根川については、千葉県にかかわる部分について銚子から野田、それから江戸川筋でいきますと野田から浦安というふうに広範囲にわたっております。この中で川づくりへのニーズ、その取り組み方というのも地域ごとに異なるということから、県では国と協議を行いまして、利根川に流入する河川では、香取・銚子圏域、それから、手賀沼・印旛沼・根木名川圏域の2圏域に分けました。それと江戸川に関する流入河川を江戸川左岸圏域として、この3つを千葉県では河川整備計画を策定するというようなことで、今、作業をしております。その中で、平成13年11月2日に手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会を設立して、開催しております。

ご承知のとおり、この懇談会は委員総数59名というような規模の大きい懇談会になりましたことから、第2回目以降、手賀沼部会、印旛沼部会、根木名川部会の3つの部会に分かれて審議を行うこととしております。各部会の審議状況につきましては、中段の表にありますように、手賀沼部会と根木名川部会については第3回の審議のほうが完了しております。印旛沼部会としましては、本日16年1月20日、これを今、第2回として原案を提出させていただきます。引き続き、平成16年3月23日に第3回の懇談会を予定しております。一応、そういう流れになっております。

健全化会議と流域懇談会、非常に似たような会議が2つあるということから、簡単にその違いに触れておきたいと思っております。1つ目は、まず健全化会議としては印旛沼流域水循環健全化計画というものを策定しておるんですが、これは市民と行政で築き上げる、ひとえに任意の計画ということで、自主性を重視する計画になっております。これに対しまして当懇談会で策定する河川整備計画というのは、河川法の第16条の2に規定されます法定計画、法律で定める計画というふうになっております。この辺が1つ目、違う点になっております。

2つ目としましては、計画対象の範囲が若干違っております。健全化計画につきましては、次のページ、3ページのほうになるんですけども、印旛沼にかかわるところについ

て、健全化会議は対象としております。しかし、手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会というのは、3つの部会に分かれておりますが、最終的には1つに取りまとめて河川整備計画を策定するというので、その範囲が若干、健全化会議よりも広い流域というふうになっております。

それから、3つ目としましては、健全化会議、流域懇談会とも、その構成員というのは、ほぼ同じような方々で構成されてはおります。大きな違いは、その中に河川管理者が入っているかどうかという点にあります。健全化会議につきましては、河川管理者も中に入りまして、共同で計画づくりを行っております。流域懇談会、当懇談会におきましては、懇談会の中に河川管理者は入らず、原案を提示しまして、それに対して意見をいただくというような形で河川整備計画を築き上げていくというような形態になっております。組織名、目的、構成員については、下に示す表のとおりになっております。以上でございます。

【司会】 以上、今、事務局から2点ほど報告事項を説明申し上げましたが、とりあえず今のこの2点について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

とりあえず、また後でも何か気がついたことがありましたら、またご質問いただくということで、先に進めさせていただきたいと思っております。

それでは、議事、今、報告事項ということで4番が終わりまして、5番に移りたいと思っております。それでは、議事に入る前に高橋座長にごあいさつをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

## 5. 座長挨拶

【座長】 皆さん、こんにちは。この印旛沼の流域懇談会も大変長い空白期間がありまして、その期間はいたずらに空費していたわけではなくて、健全化会議のほうできちんと議論をしていただいていたところではありますが、この流域懇談会としては、大分間が空きました。その間に、先ほどから説明がありましたが、手賀沼のほうと根木名川のほうは一応成案を得ております。したがって、本部会のほうでも早急に一応の基本的整備計画を立て、早く一定の水準まで達せしめ、順次手を加えていく必要があるというふうを考えております。その意味でも、遅くなったから急にとというわけではありませんが、適切な計画に決めていきたいと思っております。どうか、皆様方の積極的なご協力をお願いする次第であります。では、よろしく願いいたします。



【司会】 高橋座長、ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。6番目の議事に入りたいと思いますので、議事の進行は、懇談会の規定に従いまして高橋座長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

## 6. 議 事

【座長】 規約によりまして私が議事進行を行うことになっておりまして、本日お渡しいたしました次第に沿って、議事を進めることにいたします。

では、事務局のほうからご説明をいただくわけではありますが、本日、議事として(1)第1回懇談会の意見・見解というのと、(2)の手賀沼・印旛沼・根木名川圏域河川整備計画（原案）というのを説明することになっておりますが、これはどうも1回目の意見と整備計画との間には大変深い関連がありますので、一括して説明したいというような事務局のほうのお考えのようでありますので、ちょっと長くなると思いますが、一括してご説明をお願いいたします。

### 6.1 第1回懇談会の意見・見解について

【事務局】 それでは、議事の1番、第1回懇談会の意見・見解について、こちらのほうを、都市河川課企画調整室中橋が引き続きご説明させていただきます。その後、2番の手賀沼・印旛沼・根木名川圏域河川整備計画につきましては、お手元にパワーポイントで資料をお配りさせていただいておりますが、本日、画面のほうがありますので、ちょっと会場を暗くしましてパワーポイントのほうで、事務局の担当職員等によって、またご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。では、座って説明させていただきます。

資料につきましては、資料4、こちらが今回のご説明内容になりますが、資料4を説明させていただきますと、内容的に非常に多いということから、事務局のほうで印旛沼部会にかかわる部分につきましては、ピックアップさせていただいております。それをダイジェスト版としてまとめたのが本日お配りしております参考資料4-2というA3判の用紙になりますので、そちらをごらんいただければと思います。

参考資料4-2の一番左側の部分、これが流域懇談会（案）の記載というふうに書いて

ありますが、本日の資料5の河川整備計画(案)というものを本日お出ししておりますが、こちらに記載してある文面でございます。それから、真ん中の懇談会・アンケートの主な意見というものにつきましては、第1回の懇談会で各委員の皆様方から出されました意見、それから、そのときに、あまりにも人数が多いということでアンケート用紙を配らせていただいております。そちらのほうで記載された意見というものを、この中に簡単にまとめて書かせていただきました。それから、一番右の列、こちらは事務局回答及び対応方針というふうに書いてありますが、簡単に言ってしまいますと河川行政側の考え方、こういうふうに考えたんですよというようなことを記載させていただいております。説明は、まず、懇談会の意見はこういうもの、それに対して県はこういうふうに考えました、それを一番左側の河川整備計画のこの部分で示しておりますという形で説明させていただきます。

まず初めに佐倉市長の渡貫委員から、平成3年、8年、13年と5年ごとに大水害に遭っており、最大の関心事は治水対策であるというようなご意見をいただいております。これにつきまして、治水に関する安全度はおおむね50年に1度発生する規模の洪水を安全に流下させることを目標としますが、当面、鹿島川、高崎川については、1時間50mm相当の降雨規模で改修しますというような形で考えております。

それから、水資源公団、現在、水資源機構になっておりますが、石川委員のほうからは、大雨で印旛沼の水位が上がった場合、大和田機場から花見川に最大120トン、毎秒120トンの水を放流しますが、下流に勝田川、高津川という川があり、その川の水位が上昇し、過去にも住宅や水田の冠水被害も発生している。放流量を制限すれば印旛沼の水位が上がり、大きな被害になるので、花見川の改修を早急に進めていただきたいというご意見をいただいております。これに対しまして事務局側としましては、花見川についてもおおむね50年に1度発生する規模の洪水を安全に流下させることを目標にしますが、当面この花見川についても、1時間に50mm相当で改修したいというふうに考えております。この、1時間50mm相当の改修によって、大和田排水機場は120トンの排水が随時行うことが可能となるというようなことで考えております。

それから、農業水利の鈴木委員から、改良区が運転している排水ポンプの能力を超える流入量が低地に流れ込むというようなことがあるというご意見をいただきました。これに対して、河川整備や流域対策の進捗に合わせて、計画規模相当の洪水までは対応できるようになると考えております。ただ、当面の間は、水田での湛水はある程度許容していただければというふうに考えております。河川改修、ちょっと時間がかかるということで、そ

の辺もある程度お含みおきしていただければと。これらの点につきまして整備計画の14ページ、治水に関する目標のところ、アンダーラインを引かせていただきましたが、洪水による災害の発生防止または軽減に関する目標は、圏域内河川延長の約7割の区間がおおむね10年に1度発生する洪水、これは1時間に50mm相当の降雨なのですが、を安全に流下することができない状況にあり、早急な治水安全度の向上が求められていることを踏まえ、当面の整備目標をおおむね10年に1度発生する洪水とします。整備の実施により、近年、最大規模の洪水であった平成8年9月洪水において、河道からの溢水はほぼなくなりますというふうに記載させていただいております。

次の段にいきまして、印旛沼土地改良区富井委員のほうから、取水について、利水の関係なんです、比較的安定しているのではないかとのご意見。

それから、元船橋自然に親しむ会、高山委員、こちらのほうからは、下水道普及率がどんどん上がっていくと河川の水量が少なくなる。そういう面から、湧水などを大事にしていきたいというご意見をいただいております。この件について事務局としましては、利水については比較的安定していますと。今後も平常時の流量を確保するため、圏域内の森林や農地、ため池等の保全や雨水貯留・浸透施設の設置推進などに努めていきたいと考えております。この記載は整備計画本文16ページ、利水・流水の正常な機能の維持に関する目標というところで、現在の河川流況を保持するように努めるものとしますということ。それから同様に16ページの中で、現況の河川流域を保持するため、関係機関や地域住民との連携を図り、圏域内の森林や農地、ため池等の保全、雨水貯留・浸透施設の設置などを推進し、健全な水循環系の構築に努めるということを記載させていただきました。

続きまして栄町議会岡田委員のほうから、自然も一度壊れたらもとに戻らないということについては十分承知していますと。何を優先させて河川改修をするかというところを明確にして整備を進めてほしいというご意見をいただいております。これに対しまして事務局のほうとしましては、これまでの河川整備では治水対策を主眼とし、経済性や効率性、メンテナンスなどの点を考慮した工事が行われてきましたと。その結果、環境に配慮が足りない、無機質で不連続な河川工事が行われてきたという実態がございます。これからの河川整備としましては、洪水に対する安全性を優先的に実施しながらも、自然環境、親水環境等への配慮もさせていただきたいというふうに考えておりまして、この件につきましては17ページ、河川環境に関する現況と課題というところで、今ちょっとご説明させていただいたようなことを記載させていただいております。

続きまして、次のページをお願いいたします。印旛沼漁業協同組合椿委員のほうから、狂牛病がきっかけで牛肉が売れなくなったというのと同様に、水質ワースト1とかワースト2という汚い沼、そういう沼に生息している魚は食べられないというような時代になってしまうと。漁業が成り立つような印旛沼にしていきたいというようなご意見をいただいております。印旛沼の水質目標につきましては、環境基準値でCOD3以下というふうにしております。実は、この目標の達成についてはかなり厳しい状況となっております。5年ごとに湖沼水質保全計画を策定し、平成17年度の目標は今、COD10というところに置いております。水質問題については行政も努力してまいるわけなんです、行政だけでは限界があります。地域住民との情報の共有化や一人一人の取り組み、このようなものも必要と考えておまして、今後とも流域の皆様のご理解、ご協力をお願いしたいという考え方を持っております、整備計画のほうには20ページ、河川環境の整備と保全に関する目標、水質というところに、水質の環境基準は、人の健康などを維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい行政上の目標として定められたものです。河川整備計画もこれまでの目標を踏襲し、その確保とさらなる向上に努めますということで、これ、具体的にちょっと数字をうたっていないんですが、このようなことをちょっと書かせていただいております。

続きまして山階鳥類研究所杉森委員のほうから、多自然型という視点を河川整備の1つの柱としていただきたいということで、さらにその中で、自然環境は数値ではなく、生物が再び暮らせるような豊かな自然を取り戻していただきたいというようなご意見をいただいております。ご指摘のとおり、目標生物の生息環境という指標、最近ではよく議論されることが多くなってきております。印旛沼、これはCODとかBODだけではなくて、生物を指標としてはどうかという点なんです、印旛沼の将来目標に関しては、印旛沼流域水循環健全化会議というところでも議論しております。それから、最近、新聞紙上のほうでも出ておりますが、環境省のほうから、水環境全体の健全性を示す指標をCODではなくて、水量や水性生物、景観など、環境全体に及ぶ基準を策定すると。約5年ぐらいかけて策定していこうという方向が打ち出されておりますので、そのような方向性を見ながら、当部会の中でも検討していければというふうに考えております。その辺については20ページの河川環境に関する目標というような中で、河道改修に当たっては、このような生物の生息・生育環境についても可能な限り保全するというような内容で、ちょっと記載させていただきました。

続きまして印旛村議会岩井委員のほうから、財政難というようなことがありますけれども、水という財産を大事にしてほしいと。行政サイドで水質改善策の実行をぜひお願いしたいというご意見をいただいております。水質問題については、行政も取り組むべきものだと考えております。河川の中にも、治水、利水、環境ということで環境が位置づけられておりますので、管理者としてはある程度のところまではやらなければいけないという認識はございますが、やはり行政だけでは限界があり、地域住民との情報の共有化、取り組み、この辺もやはり必要だということで、共同で対応していければというふうに考えております。

それから、佐倉印旛沼ネットワークの会・金山委員のほうから、河川浄化対策の推進をしていただきたいと。こういう取り組みの中では、水質浄化施設、底泥しゅんせつ、浄化水の導入などが考えられるでしょうと。これらを織り込まなくして水質の浄化はあり得ないのではないかというようなことをいただいております。水質浄化については、発生源対策から直接浄化対策まで、さまざまな施策が考えられます。行政側としましては、他の部局、下水道等も連携を図りながら、また、緊急性をかんがみ、できるものから順次実施していきたいというふうに考えておまして、河川整備計画の21ページ、河川環境の整備と保全に関する目標の中で多少書かせていただいたのは、下水道部局と連携して、汚濁負荷量、削減量を検討し、改善を図るものとしします。近年、手賀沼総合浄化対策に基づく事業や、流域下水道事業などの効果があらわれてきており、これらの事業を今後とも継続的に進めますということ。それから、印旛沼がその下のほうに、またアンダーラインを引かせていただきましたが、印旛沼では底泥しゅんせつ、植生帯の設置などを今考えておりますということを記載させていただいております。

次のページになりますが、花見川の環境を守る会・細矢委員のほうから、花見川の水質が悪い原因。印旛沼の水が多いときには流してもらえるんだけど、少ないときには流してもらえないというようなご指摘がございました。大和田機場の運転で花見川の流量を増やすということは、利根川の余剰水を利用している現段階におきましては、いつも流してもらえるとというのは非常に困難であります。水質改善はやはり、流入する汚濁負荷量を減らすこと、下水道整備を中心に行うべきだろうというふうに考えております。

それから、千葉県内水面水産研究センターの松丸委員のほうから、多自然型川づくりの推進、具体的にはどのような内容なのかというようなお問い合わせがありまして、今考えている具体的な施策としましては、河川の法面、これまでよくコンクリートで固めた

りしてきたんですが、法面の土羽を原則とする。それから、現植生の回復を目指す、単調な低水路をつくらないようにする、多様な水深、滞筋など、そういうものの形成を考えると、基本的にはあまり手をかけずに、ある程度自然に任せることを想定しているというふうに考えております。整備計画のほうでは23ページ、河川環境の整備と保全に関する内容のところ、アンダーラインを引かせていただいておりますが、護岸、堤防、法面は極力土羽による植生の回復に努め、というような記述を入れさせていただいたり、低水路に滞筋、淵などを創出し、また、水際部は多様な水性植物の生育環境を創出するため、多様な水深が得られるような配慮を行いますということを記載させていただいております。

続きまして印旛沼漁業協同組合椿委員から、昔の川原はレンゲやクローバーだったのに、現在は外来種になっている。それから、花見川の環境を守る会の細矢委員からは、花見川の河川敷にセイタカアワダチ草などの外来種がはびこっているというようなご意見がありました。外来種問題というのは、今、深刻化し始めております。現段階では、流域住民とやはりこれも情報を共有化して意見交換を行いながら、本来の自然環境をある程度保全するというようなことが必要だと考えております。これは23ページの河川環境の整備と保全に関する内容というところで、近年増大している外来種対策は、河川管理者自身が理解を深めるとともに、市民や河川利用者の理解と協力を得ることが必要です。侵入した外来種の排除に努めるとともに、外来種の侵入を未然に防ぐため、市民や河川利用者に対して、広報・啓発活動の充実を図るとともに、現在の自然環境等にも著しい影響を与える場合においては、関係機関と連携し、対応することとしますというふうに書かせていただいております。

それから、山階鳥類研究所杉森委員から、流域の子供たちが河川に近づき、河川の自然の豊さを感じることができるような川づくり、環境づくりに配慮していただきたいというご意見をいただいております。これに対して、治水整備を優先的に進めていく中で、公共施設、用地とか公共施設の周辺、それから、旧川敷など、用地をある程度確保できる場所においては、親水拠点の整備もあわせて行っていきたいというふうに考えておまして、整備計画23ページの河川環境の整備と保全に関する内容の中で、公園や住宅地など多数の住民が集まる施設や地域に隣接する河川では、水辺に近づける階段の整備、子供が安心して遊べる浅瀬の整備などを推進し、住民が川に親しめる拠点の整備に努めるという部分を記載させていただいております。

続きまして、元千葉県町村議会議長会小池委員からは、川の整備は水害防止が大前提であると思うが、今日的には水質浄化・保全が前提になるのではないかというご意見。それから、八街市の長谷川委員からは、水をきれいにするのが大事か、環境に重点を置くか明確にすることがひとつ必要ではないかというようなご意見をいただいております。先ほどもちよっとありましたが、これからの河川整備のあり方としては、洪水に対する安全性を優先的に考えながら、やはり自然環境、親水環境の整備についても配慮していくことが必要だというふうに考えておりました、この辺も24ページの中で、洪水に対する安全度を優先的に配慮しつつ、自然環境や親水環境等の面から厳選していくというようなことを記載させていただいております。

長くなります。あともう少しで終わります。

中央博物館中村委員のアンケートの中からはなんですが、治水・利水・環境に対し、工事を最小限にとどめる工夫が必要。それから、工事費を管理費に振り向け、息の長い河川整備を実施すべきだというご意見をいただきました。今後の河川整備は、土羽河岸を原則に整備を進め、周辺の環境との調和を図り、従前の自然環境を極端に改変しないように努めていきますと。あわせて、持続可能性のある流域管理、この辺を目指して、行政のみでは予算的にもかなり苦しい面がありますので、行き届かない部分については地域のご理解をいただきながら、適切な維持管理に向けての取り組みを行っていききたいというふうに考えております。これは70ページの河川維持の目的というところで、河川維持に当たっては、維持管理費の増大に対する対応や、よりきめ細やかな維持管理を実現していくため、行政のみでは行き届かない面については地域住民の積極的な協力を仰ぐものとし、ますというふうな記載を入れさせていただきました。

それから、利根川下流工事事務所池田所長から、ごみ問題の話。それから、そういう問題について、流域懇談会の中でどう取り組むのかということも議論したらどうかというようなご意見をいただきました。除草やごみ問題などの比較的軽微な維持管理、こういうものについては今回開催している懇談会や印旛沼流域水循環健全化会議など、市町村やNPO、地域住民が集う場を通じて、相互理解の上、互いに協力しながら、河川の維持を行っていったらというふうに考えております。

あと、佐倉印旛沼ネットワークの会・金山委員のほうから、現在、印旛沼にナガエツルノゲイトウという外来種がはびこっている。別の会議の中では除去するということが決まったという、このことも示してほしいということがありました。最近ではナガエツルノ

ゲイトウという、沼の湖岸付近に発生して、在来種の生育環境を侵して問題になっている植物があります。このまま放置して異常繁殖等でかなり問題が出てくる場合は、河川の機能を維持するというような面からも問題になってきますので、そういう場合には関係機関や地域住民と連携を図りながら、この辺は対応していくというふうに考えておりました。70ページの河川維持の種類という中に、まず1つは定期的な河川巡視。河岸や河床の状況把握に努め、維持しゅんせつ、除草などを計画的に実施するということに加え、従前の自然環境に影響を与えるナガエツルノゲイトウなどについても、生息状況を監視しながら、関係機関と連携し、必要に応じて対応するものとしますというものを記載させていただいております。

山階鳥類研究所の杉森委員の先ほどの流域の子供たちの件、それから、本埜村村長の五十嵐委員のアンケートのほうからいただきました意見、農薬、洗剤等の使用をできるだけ控え、合併浄化槽の一層の普及を図り、流域側で水質の向上に努力することが必要というものに対しましては、水質対策の基本は発生源対策にあると考えております。関係機関や地域住民にご理解をいただいて、水質浄化に向けた取り組みを連携して行っていきたいと。こういう中で合併浄化槽の普及というもの、それから、農薬、洗剤等の使用に関する啓発活動などを呼びかけていければというふうに考えておりました。この件については72ページ、河川情報の提供、流域における取り組みへの支援という中で、多様化、高度化する地域住民のニーズを反映した効果的な水害対策や環境整備を進めていくためには、ハード・ソフト対策の連動、関係機関や地域住民、さらにはNPOを初めとする市民団体などの理解、協力・行動が不可欠となっています。このため、これらとの連携に努め、地域中心・住民参加型あるいは住民主体の活動がより活発となるような仕組みの構築を図り、これらを積極的に支援しますという記載を書かせていただいております。

最後のページになります。千葉県文化財センター・佐久間委員のアンケート、それから、印旛沼土地改良区・鈴木委員のアンケート、ごみ問題、この辺が挙げられております。それと花見川環境を守る会細矢委員のほうからも、ごみ問題、景観の点、これについては行政、市民が一体となって取り組む必要があるのではないかというご意見をいただいております。これに対しましては、ごみの不法投棄などの問題は、個人のモラルの低下が最大の要因となっています。そのため、河川をフィールドとした環境教育などの場を積極的に提供するとともに、環境意識を高めるような啓発活動については、河川管理者のみならず関係機関、地域住民と連携を図りながら実施していきまふというふうな考え方、これを河川



整備計画の72ページ、河川愛護等の普及、啓発というところで、地球の水循環の中にある川は、多くの生き物を育み、人の生活と密接にかかわるものであり、人間社会の発達に応じて、川と人とのかかわりは変遷しています。このような河川を身近な環境教育の場としてとらえ、適切な拠点の整備のほか、学習機会の提供、職員の派遣、指導者の育成に努め、地域住民の河川愛護意識を高めることに努めるとともに、河川に関する広報活動を強化し、知識の周知や興味関心の向上に努めますというふうに記載させていただいております。

ここまでが第1回懇談会及びアンケートで出ました各委員様のご意見をもとに、整備計画に一応書かせていただいている部分でございます。その整備計画について引き続き事務局のほうからご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

## 6.2 手賀沼・印旛沼・根木名川圏域 河川整備計画（原案）について

【事務局】 それでは、河川整備計画（原案）について、パワーポイントを用いて説明させていただきます。私、千葉県土木部都市河川課桜井と申します。佐倉市から県河川行政を学ぶために出向しております。よろしくお願いたします。

まず、第1章河川整備計画の目的について説明申し上げます。

今回策定する整備計画は、河川法の改定により、治水、利水に加え、環境にも配慮をするようになっております。この整備計画は、国で定める河川整備基本方針に従って、広く意見を伺いまして定めるものとされております。計画で定める項目なのですが、いつ、どんな規模でといった目的から、どこをどのように河川整備・維持を行うかといった整備内容について、具体的に定めるものであります。

第2章整備計画の目標について説明します。まず、対象とする河川と区域なんですけれども、今回の圏域は印旛沼流域と印旛放水路の流域をあわせた1級河川の河川区域を対象としております。右上の黄色のページは、配付いたしました資料5の該当するページを表示してあります。対象とする期間なんですけれども、千葉県で策定している整備計画は、右の表のようになっております。基本20年と設定しているものですが、本圏域は、対象河川の延長が長く、20年では十分な効果を得にくいと考え、30年を設定しております。

本圏域の浸水被害の状況ですが、発生頻度はおおむね3年に1度、被害発生箇所は、沿川の低地部に発生しております。

近年の浸水被害の原因なんです、本来、流域が持っていた保水能力が市街化により低

下し、その結果、流出増となって河川の流下能力不足に陥っているということになります。市街化による流失増なのですが、印旛沼西部、印旛放水路下流部、神崎川、桑納川の上流、台地部に市街化が進みまして、その結果、印旛放水路の下流部のほうでは治水安全度が低下するといった現象が起きております。市街化は沿川の低地部にも進んでおりまして、浸水が起きた場合には、その被害が深刻なものとなってきております。この沿川の市街化なんですけれども、鹿島川、高崎川流域で進んでおりまして、年々その浸水被害は深刻化している現状です。

印旛沼の内水なんですけれども、印旛沼は右側、利根川の水位が上昇いたしますと自然排水が不可能になりまして、印旛沼に流入した雨水は、大和田、印旛両排水機場による排水しかできなくなります。印旛沼の治水は、ポンプによる排水と沼自体の持つ治水容量に依存しているのが現状になります。

この内水安全度についてですが、現在のところ、市街化によってポンプ規模の不足、印旛沼堤防の沈下による沼の治水容量の減少によって低下しているのが現状になります。

印旛沼の堤防の沈下なんですけれども、本来であれば2,130万トンの治水容量が確保されなければいけないところ、現状、1,020万トンまで減少しています。

圏域内の河川についてなんですけれども、現在までの流域の市街化により治水安全度は、指定区間、85%の区間で、下水道計画規模50mm/h降雨を下回る状態になってきています。

比較的安全な川もございまして、手繰川、師戸川流域では治水安全度1/10を確保しておりまして、この流域では下水道整備が可能な状態となっています。

治水対策についてなんですけれども、流入河川については市街地の浸水被害の早期軽減を図るため、河道改修についてはおおむね10年に1度の洪水を安全に流下可能にし、印旛沼については利根川の内水の影響が懸念されるので、おおむね30年に1度の流入量を受け入れ可能とするよう、目標設定します。

印旛沼流域の利水の状況なんですけれども、利水については利根川の水に依存しております。過去の渇水時にも、県域内河川で取水制限、利水障害は発生しておりません。

景観や生態系なんですけれども、流入河川については印旛沼の背水の影響で水量感は豊かになっております。しかしながら、この背水の影響で流量観測が難しく、基礎データが不足しております。また、流域内の市街化によって、湧水の枯渇等、ふだんの河川水の減少が懸念されております。

現状の維持と正常流量の設定なんですが、現在の河川流量の確保については、流域内で行政機関、地域住民と連携を保ちながら、森林、農地、ため池の保全、浸透施設の設置などを推進していきます。正常流量の設定につきましては、利水・生態系・流水の清潔などの観点から、最低限保持する流量を設定いたします。また、施策に対しまして効果を確認するよう、水文観測の継続等の調査を実施してまいります。

流入河川の水質なんですが、桑納川、高崎川、手繰川につきましては、下水道整備や浄化施設の設置より水質は改善されております。また、他の河川について悪化している河川は、今のところございません。

印旛沼の水質ですが、皆さんご存じのとおり、全国で現在ですとワースト1、2位になるほど汚濁が進行しております。湖沼の環境基準はCOD3.0なんですけれども、これを高いレベルで超えて推移している現状です。

圏域の川の姿なんですけれども、改修されていない川につきましては、ほとんどが土羽堤構造で、多くの自然が残されたままの景観になっております。

治水事業として、過去に治水優先で河川整備を行った結果、師戸川下流部などでは、コンクリート張りで流下能力を高めた河川整備を行ってしまっております。

過去の河川整備の反省から、近年の河川整備では、環境にも配慮した川づくりを始めております。

印旛沼周辺の親水環境の整備なんですけれども、一部には公園、サイクリングロード等を整備しておりますが、大部分は水辺周辺に雑草が生い茂り、川に近づきがたい、また、雑草が生い茂っていることで不法投棄されやすくなっているのが現状です。

水質・環境・親水の目標なんですけれども、水質については、設定されている環境基準を踏襲いたします。自然環境については工事実施時に、可能な限り、自然の保全・復元を図ります。親水環境については、一部、用地等に余裕がある場所につきましては、水辺空間の整備促進を図ってまいります。

流入河川の水質ですが、これまでの下水道整備が確実に効果を出していることをかんがみ、下水道部局との連携、市民への啓発活動の推進を図ってまいります。

印旛沼の水質ですが、長年の栄養塩類の蓄積により、富栄養化、また平常時の流入水の減少で湖水は停滞し、水質悪化の一因となっております。これらの問題については河川サイドだけでは対処できないため、流域全体での取り組みが必要となっております。この印旛沼の水質を含む水環境問題については、印旛沼水循環健全化会議で既に論議が進んでお

りまして、整備計画では、この会議との整合を図り、印旛沼のしゅんせつと植生帯の整備により浄化を推進してまいりたいと考えております。

最後の項目として自然環境・親水環境についてですが、河川を取り巻く環境にはさまざまなニーズや制約がありまして、親水環境については河川改修の際に、これらの環境を保全するよう努める必要があります。

**【事務局】** 引き続き、資料の5河川整備計画（原案）42ページ以降に記載されております第3章具体的な整備内容について、説明したいと思います。私、印旛土木事務所の調整課の丸山といいます。皆様、よろしくお願ひします。

まず、印旛沼の河川整備について、堤防の沈下による治水容量の不足に対しては、将来計画堤防高Y.P.5.4メートルを目標に、当面は暫定計画としてY.P.5メートルで周囲堤のかさ上げ工事を実施します。また、それに伴って治水容量の確保を図ります。

河川からの流入増に伴う排水能力の不足については、印旛排水機場の増設並びに機場への導水路となる長門川、印旛水路の改修を実施し、排水能力の強化を図ります。水質に対しては、印旛沼水循環健全化会議により、関係機関、市町村、地域住民と連携を図りながら改善していくものとします。河川事業としましては、沼底にたまったヘドロのしゅんせつと植生帯の設置を実施します。

印旛沼は、印旛沼開発事業によって、おおむね5年に1度の洪水に対応できる規模で改修が完成しております。今後の整備に当たっては、30年に1度発生する内水に対応できる河川整備を印旛沼と長門川及び印旛水路で行います。また、洪水に対しては、内水整備とあわせ印旛沼に洪水を一時貯留することで、50年に1度発生する洪水に対応できるように整備します。

長門川は、利根川合流点である印旛排水機場から北印旛沼流出点までの延長5,138メートルについて計画堤防高Y.P.3.6メートルを確保すべく、沈下した堤防のかさ上げ工事を実施します。北印旛沼は、周囲堤のかさ上げ工事のほか、沼底のしゅんせつや植生帯の造成を実施します。西印旛沼も同様に、周囲堤のかさ上げ並びに沼底のしゅんせつや植生帯の造成を行います。印旛水路は、北印旛沼流入点から西印旛沼流出点までの延長4,305メートルについて、計画堤防高Y.P.5.0メートルを確保すべく堤防のかさ上げ工事を行うとともに、河床の堆積土砂の掘削を行い、流下能力の向上を図ります。

印旛沼の改修断面は1：2の土羽を基本とし、護岸は橋梁等の構造物の付近など最小限

度にとどめるものとします。動植物の生息に配慮し、自然な水際になるようにします。堤防の背面には、八千代・印旛・栄自転車道などの関連事業と連携を図り、地域住民が印旛沼に接する場として機能の充実を図り、堤防天端の整備、良好な景観の確保に配慮します。

鹿島川と高崎川は印旛沼開発事業による一時改修が完了していますが、現況の治水安全度は2年に1度発生する洪水に対応できないほど小さく、浸水被害が頻発しております。高崎川の下流部は佐倉市街地を貫流しており、この区間の浸水被害が最大の問題となっています。よって、佐倉市街地における浸水被害を早急に改修するものとし、鹿島川の印旛沼流入点から高崎川合流点及び高崎川の鹿島川合流点からJR成田線橋りょう下流橋を、おおむね10年に1度発生する洪水に対応できる河川整備を行います。施行区間としては、以上のとおりです。

続きまして鹿島川の改修断面ですが、印旛沼と同様に法勾配1：2の土羽構造を基本とし、高水敷を10メートル程度確保した断面とします。護岸は、橋梁等の構造物の付近など最小限度にとどめるものとしたします。また、動植物の生息に配慮し、自然な水際になるようにします。

高崎川の寺崎都市下水道合流点までは水際にヨシ原の造成を行い、動植物の生息、生育に配慮した改修といたします。寺崎都市下水道合流点からJR成田線までは佐倉市街地を貫流していることから、高水敷に散策路などを配し、浸水に十分配慮した整備を行うものとしたします。

師戸川の上流域は千葉ニュータウンが位置し、調節池や河道はおおむね10年に1度発生する洪水に対応できる整備が、角田川を除いて完成しております。角田川は、これら既存施設を有効的に活用するものとし、おおむね10年に1度発生する洪水に対応する河川整備を行います。師戸川のその他の区間につきましては、現況の治水安全度を維持するための管理を行います。師戸川並びに角田川の改修区間につきましては、以上のとおりです。

続きまして、角田川の改修断面は1：2勾配の土羽を基本とし、護岸は橋梁等の最小限度にとどめるものとしたします。また、自然な水際になるように整備いたします。施行区間は、川幅が小さいため単断面とし、流下能力の阻害となるヨシ原等の造成は行わず、法面緑化にとどめるものとしたします。

神崎川の河川整備につきましては、神崎川の上流域は千葉ニュータウンが位置し、調節池や河道は、50年に1度発生する工事に対応できる施設整備が進められ、神崎川下流部復川、富ヶ沢川、木戸前川の河道改修と防災調節池の整備が完了しております。これら既

存施設を有効的に活用するものとし、神崎川とその支川の未整備区間につきましては、50年に1度発生する洪水に対応できる規模で河川整備を行うものとし、各々の施行区間につきましては、以上のとおりです。復川の復がちょっと間違っておりまして、往復の復です。すみません。

神崎川の整備につきましては、都市公団で継続して事業を実施するものいたします。二重川は都市公団と、あと上流を船橋市で事業をやっておりますので、継続して事業を実施することいたします。

法目川、七次川の整備につきましても、都市公団で継続して事業を実施するものいたします。

神崎川上流部の改修断面は川幅20メートル程度の小断面であることから高水敷は設けず、単断面とし、法勾配2割の土羽断面を基本とします。施行区間は、法面を緑化するとともに、常時、水の流れる部分に変化をもたせるように配慮いたします。

桑納川の現況治水安全度は、2年に1度発生する洪水に対応できないほど小さく、たびたび浸水被害が発生しております。また、沿川の浸水被害はもとより、合流する船橋市管理河川沿川の浸水被害も問題となっております。市管理河川の洪水受け入れ体制を早急に確保することから、桑納川につきましては、おおむね10年に1度発生する洪水規模で河川整備を行います。また、支川の石神川で谷津を有効利用した調節整備を行い、桑納川の流量負担の軽減を図るものいたします。桑納川の施行区間につきましては、以上のとおりです。

桑納川の改修断面は、法勾配1：2の土羽構造を基本とし、桑納川は復断面といたします。護岸は、橋梁等の構造物の付近など最小限にとどめるようにいたします。また、自然な水際になるように配慮いたします。

桑納川と石神川に設ける調節池は、関係機関や地元市等との調整を図り、内部をビオトープや公園等として積極的な利用を図るものいたします。

石神川の改修断面は、2割の土羽を基本とします。施行区間は、川幅が小さいため単断面とし、流下能力上の阻害となるヨシ原等の造成は行わず、法面緑化にとどめるのみとします。石神川調整池は、現況の地形を活用した調節池をつくることを計画しております。

印旛放水路下流部は、流域の市街化が進んだため、現況治水安全度は、2年に1度発生する洪水に対応できないほど低下しております。また、印旛沼の洪水排除にも支障を来しております。支川の勝田川でも、流域の市街化により浸水被害が頻発しております。よっ

て、両河川ともに早急に治水安全度の向上を図る必要がある。そのことから、印旛放水路下流部は新幕張橋から大和田排水機場で、勝田川は指定区間のすべてで、おおむね10年に1度発生する洪水規模の河川整備を行うものいたします。施行区間につきましては、以上のとおりです。

改修断面は、法勾配1：2の土羽断面を基本とします。護岸は、橋梁等の構造物付近など最小限度にとどめ、自然な水際になるようにします。

印旛放水路下流部途中の溪谷区間では、両岸に河畔林が茂り、良好な自然環境が創出されていることから、これらの改変を最小限にとどめるように配慮いたします。

改修断面は、川幅約80メートルの河道として高水敷幅を約16メートル確保する計画となっており、市街化の進んでいる地域に残された貴重なオープンスペースとして、関係機関と調整を図りながら、積極的な利用を図ります。

勝田川は、改修によって現在の川が大幅に拡幅される計画であり、高水敷も確保されていることから、法面をできるだけ緩傾斜とするように配慮し、水際にヨシ原の造成を行い、動植物の生息、生育に配慮した改修といたします。

続きまして、第4章維持管理ということで説明いたします。

河川の維持に当たっては、維持管理費の増大に対する対応や、よりきめ細やかな維持管理を実現していくため、行政のみでは行き届かない部分について、地域住民の積極的な協力を仰ぐものいたします。これに当たり住民の川への親しみを回復させるとともに、市民団体などが実質的に河川の維持管理の一部を行うことが可能となる仕組みの構築を図ります。また、魅力ある河川が保たれるように努めます。河川管理者は、河川がその機能を常に発揮できるよう、排水機場の操作、修繕、被災した護岸の修復、堆積した土砂の除去等の必要な管理を行うものいたします。地域住民と積極的に連携し、管理の分担を図っていきます。河川管理者は、そのための体制づくりや運営に対して、支援を行っていきます。情報の提供、活動支援に当たっては、住民参加型の活動がより活発となるような仕組みの構築を図り、積極的に支援いたします。また、河川に関するさまざまな情報を提供し、河川愛護、美化に対する意識を高めます。

超過洪水に対しては、情報収集及び提供、水防体制の強化と維持に努めます。また、洪水のハザードマップ作成支援のための浸水想定区域図の作成、ソフト対策等の充実を図り、超過洪水において被害が最小限になるよう努めます。

河川愛護につきましては、先ほど中橋が説明いたしましたので、省略させていただきます。

す。以上です。

【座長】 ご説明ありがとうございました。ただいまで説明が終わりました。議事の1、第1回懇談会の意見・見解の要約と2番目の議事、河川整備計画の、これは原案であります。説明をいただきました。この2つにつきまして、ご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

### 6.3 議事に係る質疑

【委員A】 私、いつもわからないんですけど、この流域懇談会という中で、きょうもお示しいただいたんですけども、河川改修をやるから、これでよろしいかというような、何かそういうお話なのかなというふうにして、今聞いておりました。印旛沼の水循環健全化のほうもちょっと出てるんですけども、あの違いというのは1つは、こちらは管理者が入ってないという委員会だということで伺ってたんですけども、管理者がこういうふうにするから、我々はそれでいいよとかいう、そういう会なのかなというふうなふうに思ってますね。

流域ということで、もちろん河川改修というのは非常に大きな問題だと思います。アンケートなんかでも、我々、水害が大変なんだと、何とかしてくれというようなアンケートがあった。事務局は、はい、わかりました、何とか頑張って河川改修しますと。だけど、普通こういう、流域ということになると、その土地の人がいろんな、水源還流を高めるような対策とかいうものを一緒にやって、それから、じゃあ、河川改修のほうを頑張らなきゃいけないというような話になるのが流域の懇談会の趣旨なんではないかというふうに思います。非常に何か短絡的なやりとりなんで、ちょっと私は、こういうことなのかなというふうに思って、今、聞いておりました。これは感想なんですけれども。河川改修の断面なんかを見せていただくと、そんなにすごく変だということはないんですけども、この懇談会がそういうことであるのではなくて、もっと流域というものをみんなで考えるような形の前案みたいなものが、もう少しあってもいいんじゃないかな。

1つ、これは私、先ほど環境の目標というのが挙げられていまして、今お話を聞いても河川改修のお話は詳しく出るんですけども、環境というものをもう少し、私の立場からすると考えていただきたいなと。ことしは、皆さんご存じのように、サケが遡上してきているということをご存じですよ、皆さん。こういうところでそういう話題でもちょっと



してもらおうと、すごく明るい、楽しい、夢のある、そういうことにでもなるんじゃないか。現実には、我々もびっくりしたんですけれども、コンクリートの雨水路の中でサケが産卵して死んでいっているんですね。だからやっぱり、ああいうのを流域という立場で、先ほどちょっと出てきましたけれども、流域の連続性というような形で、ぜひ河川改修の中でも、市民と一緒に考えていくときにああいうものというのは非常に夢があって、市民も一緒に乗ってくれるんじゃないかなと思います。私は目標で、この間印旛沼の健全化のときはトキの話をしましたけれども、当面の話として、ああいうサケがこういう流域で遡上してきているというのがありますので、ぜひそういうものもひとつ取り組んでいって、この報告書自体が何か、市民にも夢を持たせるようなものにバージョンを変えていただくというふうに思います。

ひとつチェック理解の問題なんですけれども、参考資料5の3番目ぐらいに、河川法計画の目的というので棒グラフがあるんですね。ちょっとこれ、一見すると何か治水がたくさんあって、利水がその次で環境が少ないなというような、そういうような受けとめられ方をします。これは年代を追ってということなんですけど、普通こういうときは、一般の人は上に棒グラフがいくというふうに読まれます。だから、これ、ひっくり返せばまだ、現在というのがこれから未来に向かってつながるんで、治水は、これまでいっぱいやってきましたよということに理解がしやすいのかなというふうに思いました。以上です。

**【座長】** ありがとうございます。事務局のほうから、何かお答えがあるでしょうか。

**【事務局】** 今、ご意見いただきましてありがとうございます。お話しされた意図は、そのとおりというふうにご理解いただいてよろしいかと思います。最後のお話ですが、やはり今まで河川行政の中では治水を中心にしてきたことが、今の一言で表現されたとおりにかなと思います。

私たちが河川管理をやっていく中で、今回の趣旨というのはおっしゃられたとおりなんですけど、いずれにしてもお金を使って工事をしていくということ。これは、今までは皆さんにご相談しないで管理者がみずから判断して事業を展開して、地権者の協力を得て事業を展開してきましたが、そういうことでなく、こういう機会を考えていることをお話しし、意見をもらって、そして事業を展開したいということでの会であります。

それから、あわせて今言ったビオトープとか環境、いつもこの会議で夢がないと言われ、向こう20年とか30年、当面のやるべきことを論じるということで、ちょっと何か役所的になっているというのはあります。夢ということは私たちも、やはり将来こう考えてい

くということは大事なことだと思っておりますので。ということで、恐れ入りますが。

【座長】 よろしいでしょうか、何か。感想でありますから。

ほかに何かございますでしょうか。

【委員B】 内水面水産研究センターの梶山と申します。よろしく申し上げます。

今回の計画に関係する懇談会ということで、こういった形で、今お話がありましたけれども、事前にいろいろと環境にも配慮していただけるようになったことについては、従前に比べて大変進歩してきたことと歓迎しております。今回の配られた資料の中で、事前に配られた資料の資料5ですね。河川整備計画（案）、これの中身について3点ほどですか、お話ししたいと思います。

1点目なんですけれども、資料5の18ページのところで、私、魚類の関係の専門ということで呼ばれているわけなんですけれども、18ページの自然環境のところでは魚類に関する記述が若干あるんですけれども、この中でドジョウやナマズやメダカの話が書いてあって、これらの魚が、河川と水田を行き来する種も見られ、水域の連続性が保たれていることが伺えますと書いてあるんですが、これはちょっと逆で、昔はかなり連続性があったのが、今は連続性が非常に少なくなっているんで、これらの魚種は減ってしまっているというふうなことがありますので、ここら辺の部分の表現はもう少しお考えいただいたほうがよいかなと思います。

それと20ページをごらんいただきたいんですけれども、今回の話の中でヨシやマコモなどの水性植物帯を保全しようという話があちらこちらに出てきているんですけれども、これだけじゃなくて、例えば印旛沼あるいは流入河川もそうなんですけれども、以前、沈水性植物、水の中に生える植物、これがたくさんあったはずで、透明度が落ちたりとか、あるいは砂地だった場所が泥に変わってしまったというところでなくなってしまったという現実がありますので、これの回復、これをもう少し言葉として盛り込んでいただけたらいいんじゃないかなと。特に魚類であるとか甲殻類であるとか、水の中の生物にとっては、水際だけの植生だけでなく水の中ですね。沈水性植物あるいはアサザなどのように浮いて葉っぱを広げるような植物、こういったものが回復するようなことを目指していただければと思います。

それと、ヨシとマコモの話の続きになりますけれども、環境のためにヨシ、マコモを増やそうと、あるいは今言ったその他の水性植物を増やそうというのはいいいんですけれども、水質、これの改善のためのアシ、ヨシを増やそうと、そういう植物帯を増やそうという話

があるんですが、水質をきれいにしようということであれば、植物が吸収したものを刈り取って回収しなければやっぱりいけないということがあるんですけども、その部分についての記述が最後のほう、管理のところですね、なかったようですので、ここら辺も何らかの形で踏み込んでいただければと思います。

それとあと最後に1点なんですけれども、同じく43ページですね。先ほどのパワーポイントでの説明の中にもありましたけれども、印旛沼の本沼のほうのしゅんせつの話があったかと思います。今回の整備計画の中には、沼の中のどの部分をどうしゅんせつするという話がないんですが、先ほど話しました沼の中に水性植物帯を増やそうという話をした場合、これらのしゅんせつと相入れない部分が出てきてしまいますので、そこら辺について、しゅんせつのもう少し具体的な計画等、あれば模式図等、わかるような形で記述してもらいたいのと、それから、水際の植物帯についてもかなり水際に近いところまでしゅんせつしてしまいますと、だんだん崩れていってしまう。そうすると、アシ、ヨシの植物帯も崩れて流れ出してしまうというようなこともありますので、そのしゅんせつの方法はかなり慎重に考えていただく必要があるかと思っておりますので、そこら辺、もし計画に載せられるような内容がありましたら載せていただきたいなと思います。ちょっと長くなりましたけれども、よろしくお願ひします。

**【座長】** ありがとうございます。3点ほどありましたが、事務局のお考えをお伺ひいたします。

**【事務局】** 恐れ入ります、すみません。3点いただきまして、ありがとうございます。た。

まず1点目の、連続性がないというのに反した記述ではないかということにつきましては、これは再度、内容を精査させていただきたいと思ひます。

それから2点目の、沈水性植物を回復するというを明記してはどうか、もしくは水質改善のために、ヨシ、マコモの話で、やっぱり維持管理で、その刈ったものを取り去るということ、そういうことをやっぱり記述していくべきでないか、示すべきでないかというご意見につきましても、これにつきましても、内容を精査させていただきたいと思ひます。

今、3点目のしゅんせつの具体的な明示につきましては、私ども今までの資料での印旛沼自体で水質が悪いところというのは今掌握をしておりますが、今この点についても、しゅんせつばかりでなく他の水質改善の具体的な方法ですか、そういうものを今もう1つの

健全化会議で論議をしまして、具体的にこれを技術的に検討する会を別途設けておりました、これから具体的にその方策、効果等について、今議論を開始しましたところであります。そういうことで今若干、お話しされました具体的な明示がないということでの記述になりましたが、この辺もちょっと、そちらとの連携の中でもう一度検討をさせていただきたいと思っております。すべて皆検討ということですが、よろしくお願ひしたいと思っております。

【座長】 よろしいですか。

【委員B】 はい。

【座長】 それでは、ほかに。

【委員C】 佐倉印旛沼ネットワークの会の金山でございます。今のしゅんせつの話は、もうちょっと情報を公開すべきじゃないかと思っております。私は、健全化会議の委員を兼ねております。その中で、水質その他の関係で県がやりたいという、あるいは国も加わってやりたいというのが、しゅんせつと植生帯、機場の設置というところでございます。我々が資料をいただきますと、しゅんせつは高濃度薄層しゅんせつ、西沼、北沼を行うと。それから、全体のしゅんせつ量は67万平米、事業費は94億円、国が半分、県が半分、このようなことが私どもがいただいた資料でございます。

それから、植生帯、機場の設置。これも何キロとか書いてあります。これは私が質問しようと思うのですけれども、西沼6.4キロ、北沼5.7キロ、6億円、国、県が半分ずつ。こういうのが健全化会議で出ておまして、これを、いつ、どのような形でどうするかということは、私ども委員としましては何も聞いておりません。今後、健全化会議はおそらく継続するであろうというふうに思いますけれども、これも、どういう形でやるかということを知っておりません。こういうのは県の方がわかってらっしゃると思っておりますから、これはこういう案を立てておきますと、そういうようなことをやっぱり説明すべきじゃないかと、そのように思います。

それで質問に第1点移りますけれども、植生帯の設置というのは、この河川整備計画の北沼、西沼のしゅんせつをやるときに、植生帯の新設というのは、この辺の地面、茶色で書いてありますね。これを植生帯の設置というのかどうかという点でございます。

それから、もう1つ、ちょっと変わっているんじゃないかなと思っておりますのは、古いほうの資料4でございますけど、4の5ページ。私は、印旛沼の水質浄化というのは、いろんな手をやらなければ、総合的にやらなければ改善できないと、そういう論者でございまして、いい悪いはともかくとしまして、手賀沼が端的に浄化されたのは導水であると。そう

すると当然、それじゃあ印旛沼は導水できないのかと、そういう点を私どもは提案するんでございます。それで、この資料の事務局の回答では、導水については利根川に関する水利検討の問題もあり困難と思われませんが、それにかわると。これはちょっと、健全化会議では変わっていると思います。私はたびたび導水と言っておりますので、これは健全化会議では、最終的には中期計画、中期構想をやる後に長期計画の中に浄化を考えますということで、私は納得したわけでございます。これも健全化会議では、導水は長期計画の中で検討しますと、流動化を検討しますと、こういうことになっているのが現状でございます。

それから、要望でございますけれども、資料4の9ページ。私どもは、環境学習、情報発信、親水性、環境、その他で、できればふるさと広場の竜神橋の際にそういうセンターをつくりたいと、これが念願でございます。しかしながら、現状では水の館等の拠点は考えていませんと。ニーズがあればと。ニーズは当然あるんでございますから、考えていませんということを消してもらいたいと。この計画は30年間続いて、先ほど中村先生から話がありました、夢も希望もないと。まさに夢も希望もございません。今のところは何もないかもしれませんが、県の手賀沼・印旛沼公園計画、これは生きてると私どもは理解しております。そういう整備の中で、これはだれがつくろうと、国がつくろうと市がつくろうと、そういうつくれるという希望を持たせないで我々は、あそこは、これに書いてありますとおりに8月の花火大会、チューリップの大会以外は、ほとんど人が行かないんですよ。ことし、佐倉市長のあれで、やっと交通アクセスが午前2回、午後2回と行けるようになったわけでございます。そういうわけでございますので、拠点は考えていないということではなくて、これ、消していただければ、ニーズがあればということで生きると思いますので、この点をお願いしておきます。

最後はごみの問題に関係すると思いますけれども、河川法月間というのが7月にあります。これは国土交通省の大臣が県知事に、河川愛護月間で行事をやってくれと要請が来て、そして県から各土木事務所、各市町村に河川愛護をやってほしいということをやっていますけれども、実施しているのが果たしてどのぐらいあるのかと。河川は千葉県に全部ありますから、これを、7月という暑い時期でございますけれども、私どもも印旛土木事務所と2回やりまして、その後はちょっと中断しておりますけれども、河川愛護月間を県としては各河川にどうかやっていただきたいと。以上でございます。

【座長】 ありがとうございます。事務局、どうぞ。

【事務局】 ご意見ありがとうございました。今、大きくは3点いただいたかと思えます。

1点目のしゅんせつのやはり具体化ということのご質問ですが、これにつきましては、先ほど申し上げられた筋というのは、私ども今、河川整備と環境整備ということで、国へ要求をしております、新しい仕事の取り組みということ。基本的には要求に際してはそういう、やはり手賀沼の体験から、千葉県としてはこういうことをやる必要があるからということ、一応そういうことをしたいという中で国に要求をした数字かと思えます。そういうことで、それを実施に移すに当たりましては、私たちやはりどうしても具体的な裏づけを、その必要性、それだけでなく、やはり手賀沼とはまた違った要因がありますので、そういうことも含めて有効な事業方針を打ち出す必要があります。そういう中で、もちろんしゅんせつはその1つだと思っておりますが、その具体的な数字については今持っておりませんので、先ほど言いましたようにこれから具体的な検討を、今動き出したので、その中でまた皆さんにご報告をしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いします。

また、2点目の流動化につきましても、手賀沼で確かに、利根川の水を借りて、そして動かしたことによって水質が大幅に改善されたということは事実であります。しかしながら、やはり我々は自力で、自分のところの流域で、自力で水質改善を図るのがやっぱり一番大切なことではないかなということ、手賀沼についても、そのことを今やはり動き始めました。ということで、印旛沼についても、まず自立でどこまで行動できるか。自力でできない分、それは具体的に流動化も含めてということになるかと思えますが、どういう手段があるかということで、この点についても同じように、先ほど言いました技術検討会で議論をしたいというふうに考えております。そういうことで、今そこで答えが出てない、まだ議論が始まったばかりなものですから、ここで明解なご説明ができないということをご理解願いたいと思えます。

それから、もう1点目の水の館、そういうセンターを、夢のある話をということですが、これにつきましても、きょうの場は何か夢のない話になっちゃうんですが、河川管理者が河川法によって管理している河川をどう管理していくかということ、基本的には論議いただく。その中で河川管理者が館をつくっていくということは、はっきり申し上げますと本意でないということで、この点については、河川法を離れたいろんな議論ができる健全化会議等でも話題になったかと思えます。そういう中で、どういう行政がどういうふうに、地域と力を合わせて必要なものはつくっていくことはよろしいかと思うんですが、今ここでこう記述させてもらったのは、河川管理者としては、はっきり言いますとできないということがあって、こういう記述になりましたことをご理解願いたいと思えます。以上です。

【座長】 よろしいですか。ご理解していただいたわけですか。

【委員C】 考えていないということを消してもらえばいいんですよ。

【座長】 どうぞ。

【委員C】 考えていないということを消してもらえば、これ、つながるんじゃないですか。整備は、ニーズがあれば関係者と相談して考えますということで。考えていませんということになると、いつ考えてくれるんだと。30年で私はもう生きていきませんが、私どもの会が長く続くと、やがて建つんだよというふうに話せるんですけども。考えていませんということだけ消していただければ、この場は河川の整備をあれするんでしょうから、いいんでございますけれども。以上です。

【座長】 どうですか。これは中でちょっと相談なさって、第3回までにちゃんと、どういうことにするか、回答を考えてください。

【事務局】 わかりました。検討します。そして、働きかけることはいろんな場で、私どもが開催しているこういう会議でこういう意見があったということは、必要のあるところに必要に応じて、私ども働きかけをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【座長】 はい、ほかに。どうぞ。

【委員D】 洪水が起きてはいけないということを前提の上でお話しさせていただきますけれども。先ほどから自然環境の話が出ていますので、私、山階鳥類研究所から出てきている委員ですので、自然環境のところでもちょっとお話をさせていただきます。

印旛沼には、環境省が2002年のレッドデータブックの中で絶滅危惧1B類に指定しておりますサンカノボリ、これが繁殖していますが、それから、ホウセッカ、これは観察記録があるようです。この記述がまず、この自然環境の中に出てないという点があるので、これはぜひ追加していただきたいと思ひます。

それから、2つ目は、先ほど参考資料4-2の中で私が言ったことについて事務局で答弁もされてるんですけども、この印旛沼流域、30年間の計画なんですから、やはり多少の夢は入れてほしいなど。ですから、自然環境に関して言えば、例えば30年後にはガンだとかハクチョウが印旛沼で暮らせるような、そういう夢を、鳥で言えばですよ、魚で言えば何になるのかわかりませんが、そういった夢を少しどこかに入れていただくことによって、この流域で暮らしているNGOやNPOの人たちに夢を与えることも大事かもしれませんが、同時にこの地域で暮らしている子供たちにそういった夢を持たせない

と、ますます沼との縁が切れていくばかりではないかなと思うんですね。そのあたりをぜひ考慮していただきたい。以上です。

【座長】 はい、ありがとうございました。どうですか。

【事務局】 意見、ありがとうございました。絶滅している種類の記述がないこと、それから、夢を。私たち意外と慎重になっているものですから、確定されないことを若干記述したがないところがあります。今おっしゃられましたように、やはり将来こうなるんじゃないかということ、ちょっと内部で議論して、できるだけ、今おっしゃられましたように、夢につながるようなことを内部検証の中で、一応すべての項目について改めて勉強したいと思います。よろしくお願いします。

【座長】 レッドデータブックに出ているようなものについての記述は、ぜひ落とさないようにして、入れていただきたいと思います。

それから、夢の話なんですけれども、まともにこの整備計画だけを考えますと、夢の部分はカットされてしまうんですね。認可を得るという段階でカットされてしまうと思うんですが、20年や30年後のことを考えると、やっぱり全く夢のないというのはさびしい話で、計画に上げるということはちょっと入らないかもしれないですが、どこかにそういうものを考えるようなことを考えておいてもらいたいと思いますね。これは次回までに少しはそういう夢を、今1月ですから初夢でもないですけども、多少やっぱりそういうことを考えてほしいと思います。

はい、ほかに。

【委員E】 いただいた資料5の、これ、ずっとこう、ざっとしかまだ見てないんですが、結局この中で言いたいのは、14ページの治水に関する整備の内容というのが一番最後、第3節、3行ありますけれども、この3行と、それから21ページ、河川環境の整備の保全に関する内容というところの大体真ん中から下あたりの、印旛沼では底泥しゅんせつと植生帯の設置を実施します、このぐらいしか、この内容では私は目を引く内容がないと思っています。それはなぜかということ、きょうは農業関係者がいらっしゃっているわけですけども、いわゆる水質の面で言えば、自然系と言われている、その原因が約50%あるというふうに言われているわけですから、これはやっぱり農業関係者の方々、土地改良関係の方々にも大いにここは発言をしていただいて、そして、農地から出る富栄養化の物質をどういうふうに扱うかということを考えていかなければ。これは単に河川の整備計画でしかないなっていう、そういうふうに私は読み取れるんです。しかし、せっかくおい



でいただいているんですから、そのお知恵を拝借して、農地から出る富栄養化物質をいかにして湖沼に入れないようにするか、そういう農業の技術はないものか、これをひとつお考えいただけないか。

もう1つは、いわゆる土地改良という形で、特に水田がほとんど半年間は乾田になっている、水が切れている状態になっている。これはさっき説明の中にありましたドジョウとかナマズが河川と田んぼの間を行ったり来たりするという、全くこれは、今、田んぼのほうをそれを拒否しているわけですので、土地改良関係はどんなふう土地改良をされたら、今度は1つの第一段で進歩するものか、そういったことでお考えをいただいて、そういうものも盛り込んでいただかないと。これ、読ませていただいても、ああ、そうか、要するに河川改修はこうやるんだなというところはわかりますけれども、総合的な環境ということについてはほとんど触れてないというふうに私は読み取れてます。そんなことで、さらに事務局、いろいろご意見をいただいて内容をよくしていただきたいな、こんなふう考えています。

【座長】 ありがとうございます。事務局、どうですか。

【事務局】 内容的には、今、渡貫委員からお話いただきました、確かに流域からの課題といたしますか、そのことに対する方向性といいますか、そういうものを内容的には示してない、薄いというんですか、そういうことかと私どもも現状認識しております。今、そのことに関して、先ほどから言っている別な会議、健全化会議で、手賀沼の流域の負荷とはやはり条件が違う。やっぱり農業サイドの負荷、そういうものもやはり考えあわせられないと、結果としては改善されないということが論議されております。そこでの内容を受けて、先ほど言いましたように技術検討部会で具体的な方向性を出して、私たち河川管理者がやるべきこと、流域の農業者もしくは一般の生活している人をお願いすること、具体的な方策を打ち出して、それで流域一体で物事に取り組むということを考えているわけですが、その辺のことを踏まえて、今ここの中ではどこまで論じることができるかということ、もう一度私どものほうも内容の文章を、どこまでそのことがわかりやすく表現できるか、もう一度精査したいと思います。

それから、やはり今おっしゃっていただいたように、いろんな農業者の方、いろんな方の意見をお出しいただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

【座長】 ご質問ですか。どうぞ。

【委員F】 印旛沼土地改良区の鈴木でございます。今、渡貫市長さんからありました

けれども、一般的には農業者も水を汚しているというのは確かに事実だとは思いますが、ただ、大きな原因が、田植え前の代かきをして、その水が流れていく。田植えをするために流すんですよね。そのときに肥料分を持って出るということで、農業者側はそれを出さないために、今、機械的には施肥田植え機といって、代かきどきでなく田植えのときに途中で肥料をやりながら田植えをするというような方法も、機械が普及してきておりますので、それも水質汚濁を防ぐ1つの手段であるということで取り入れられてきてますし、今現在、国営かんがい事業、印旛沼2期地区という計画を進めておりますけれども、これの中でも汚染された水を印旛沼に排水しない方法ですか、そういったものも検討課題としてやっていただいておりますので、今現在、確かに代かき後の排水でかなり汚していますけれども、通常の用水期間中は、印旛沼の汚れた水を田んぼを通すだけでも何割かの浄化をしているというデータも出ております。

もう1つは、今、冬場、田んぼは乾いているとおっしゃいましたが、これは機械的なものがありまして、今、機械化農業ですので、湿田状態のところでは機械は自由に動けない、大きい機械が入らないということで、田んぼが乾田化しているというのは事実だと思います。ただ、その一方で、排水をよくする、いわゆる暗渠排水をやるということで、稲の作つけ期間中、または冬場でも、これは取水権とかいろいろな問題がありますけれども、冬場でも暗渠を使って土の中を水を通すことによって、きれいな水を印旛沼に戻すというのは可能ですし、そのデータも今現在、ある大学のほうで調査をいただいておりますので、データも出ております。それらとあわせて、印旛沼のしゅんせつ云々という話がありましたけれども、うちの管内でも今現在500ヘクタールを超える面積が、これはしゅんせつ土だけじゃなくて建設残土等でも盛り土をしているわけですが、そういう補助整備をすることによって水の浄化のためのコントロールがやりやすくなると。今現在、残土が、すべて悪者というわけじゃないですけども、かなり悪者扱いされて事業ができない状況になっておりますので、印旛沼のしゅんせつ土を農地に入れてもらって、補助整備を兼ねて水質浄化に貢献できればという運動もさせていただいております。そんなんで、ぜひ、この中では河川の整備、それから、印旛沼自体の整備もあわせた中で、周辺の農地の整備も一緒に並行して考えられるような方向でもっていただければと思います。

それと、すみません、ついでにもう1点だけお願いします。

この資料5の中で、先ほどのスライドといたしますか、あれで出ましたけれども、沼周辺

の堤防を大体5.4メートルに整備するというので、当面は5メートルでかさ上げをやっていくというようなことの計画をお聞きしましたけれども、それに流入している河川の堤防の整備も一緒にやっていただきませんか、河川の中流部で越流した水が田んぼに入ります。そうすると、その水は田んぼに降った雨と一緒に、うちの管理する排水機場で排水するわけなんですけれども、それが私の知る限りでも鹿島川排水機場、それから、臼井第2排水機場、手繰排水機場ですか、これだけが私が直接管理する中にあるものですから、そこに中流域での越流した水がプラスされてポンプの能力を超えているということがありますので、沼の築堤だけじゃなく河川の中流域までの築堤までをあわせた計画というか同時進行、実施ですね、そういう方向で動いていただければと思いますけれども。

【座長】 ありがとうございます。農業関係の方からのお話でありました。いろいろ考えておられるということですので、もう少し状況を今後見たいかがかと思えます。

それから、後段の築堤の件につきましては、事務局のほう、どうですか。

【事務局】 流入する河川につきましては、印旛沼の堤防、もとに戻すといえますか、もともと高かったわけですし、それが今へこんでいるということで、そこへ戻すという動作をします。流入する河川については、その印旛沼の堤防の高さに合わせて堤防はつくりまします。ですから、こぼれることはないという。今は、段階ですから、そうなっておりませんが、完成するときはそういう。通常、いわゆるバック堤というんですけど、今の高さ、レベルより低いところはレベルですりつくところまで整備をするということでお考えいただきたいと思えます。

【座長】 よろしいですか。

【委員F】 それは同じ高さはわかるんですけども、やはり、鹿島川はあれだけ大幅に拡幅しますが、例えば手繰川、これはもう1つ支川で小竹川というのが入っていますけれども、これはそんなに幅員がない、幅がない河川ですので、上流部での開発した水が一気に来ますので、当然、細いところを同じ高さでやれば上流は越流しますよね。手繰川で言えば国道296の直下ですね。それから、小竹川のほうで言えば、何橋だかちょっと忘れちゃったけれども、市の管理の区域との境目ですね、そういうところがやはり、今現在でも常時越流しておりますので、これは2年に一遍とかじゃなくて年に何回かずつ越流しているわけですので、単純に同じ高さじゃなくて、やはり上流は少しかさ上げていただくということも必要かと思えます。

【座長】 ありがとうございます。その計画については、また次回までに検討できる

ところは検討してください。

【顧問】 国土交通省の利根川下流河川事務所の池田でございます。河川整備計画の内容について、特に治水面ですが、ここに書かれているのは計画レベルですか、2年に1回の洪水に耐えるようにする。2年に1回の洪水にしか耐えられないのを、5年に1回とか10年に1回の洪水まで耐えられるようにするということと、標準的な断面が示されているんですが、もう少し、印旛沼流域の河川整備をしていく上での何か戦略。どこの川も同じような形で書いてあるんですが、河川改修を進めていくのについての、何か戦略性みたいなものをもう少し書かれてはどうかという気がいたします。

今、特に印旛沼周辺で一番困ってらっしゃるのが佐倉市長さんのところの高崎川というふうに聞いておるんですけども、高崎川のそういった浸水の被害を軽減するためには、例えば、県さんも考えていらっしゃるというふうに聞いておるんですけども、大和田機場はもっと有効に活用して、印旛沼の水位を洪水が来る前に事前に下げるということをもっと自由にできるようにして、当面はそれで何とか今浸水している高崎川のほうの被害を軽減して、その間に何とか改修を進めるとか、そういった、今一番困っているところを何とか助けていくための当面やるべきこと、急いでやったほうがいいのではないかというふうなことをちょっと記述されてはどうかというような気がいたします。全体、30年後までの計画ではあるんですけども、やはり急ぐべきところについては、やはりここは重点的に急ぐんだと。それが、この印旛沼流域のこの委員会の総意であるといったようなことを書かれてはどうかという気がするんですが、そのあたり、いかがなものございましょうか。

【座長】 はい、ありがとうございます。事務局、どうぞ。

【事務局】 ありがとうございます。確かに最後の話しか書いておりませんので、やはりその30年の間、どういうふうに管理していくかということが確かに全くありませんので、その間何もしないのかということになるかと思っておりますので、今お話をいただいたような、やっぱりそういう困っているところを当面どうするかということを書いてという前提で作業してみたいと思っておりますので、また次回に見ていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【座長】 まだほかにもご意見、ご質問はあるかと思いますが、何分にもきょうの説明したところは大変多うございますので、なかなか尽きないと思います。それで、きょうお配りしております質問用紙ですか、その後ありましたら、それで、またご質問をしていた

だきたいと思います。一応、これで説明と質疑が終わったということにいたしたいと思えます。なお、今後出ました質問等につきましては、第3回目のときに反映していただくということにしたいと思えます。

本日の私の議事項目は終了いたしましたので、進行を事務局のほうにお返しいたします。

【司会】 高橋座長には、長時間にわたって議事進行をありがとうございました。また、委員の方々にも熱心なご討議をいただきまして、ありがとうございました。最後にちょっと事務局より、今後の予定について報告をさせていただきたいと思えます。今しばらく、よろしくお願ひします。

## 7. 今後のスケジュール

【事務局】 それでは、最後に事務局のほうから、お知らせというか今後のスケジュールということでご説明させていただきます。

資料6というものを付けさせていただいておりますので、そちらを見ていただければと思っております。本日1月20日、第2回流域懇談会というのが左側の流域懇談会の欄、ずっと上から見ていきますと下から3つ目ぐらいのところにあると思うんですが、これが本日の位置でございまして、この計画につきましては、きょうの内容は県庁の都市河川課、千葉、印旛、成田の各土木事務所、県の文書館、それからあとインターネットホームページ、こちらのほうで資料を閲覧できるようにいたします。2月の6日から3月の9日まで、議事録とともに公開させていただきたいと思っております。この中で、一般の方からも意見を募集するというようなことを考えております。また、本日出席の委員の方々も十分な時間が今回とれませんでしたので、再度意見がございましたら同様にご意見いただければ、次回の懇談会までに整理いたしまして、また計画の修正のほうをさせていただきたいと考えております。

資料の6の、次の第3回の流域懇談会、これを3月の23日に予定しております。その間、並行しております印旛沼流域水循環健全化会議というのがございまして、県民大会を、先ほどご紹介いたしましたとおり、16年2月3日、こちらのほうで佐倉市のほうの音楽ホールで開催いたしますので、そちらのほうもあわせて参加していただければというふうを考えております。

以上、今後の予定についてはこのような形なんですが、ただ、今の整備計画のスケジュー

ールにおいては、この計画が今回策定されてしまうと懇談会が終わってしまうというふう  
に思われてしまうんですが、実はこれ、毎年1回か2年に1回か、まだ頻度は考えており  
ませんが、計画策定後もある程度定期的に、再評価等の業務もございますので、懇談会  
のほうは継続させていただきたいというふうに事務局のほうでは考えておりますので。また、  
その中で河川管理者側から情報の提供をさせていただきながら、皆様の貴重なご意見を承  
りたいと考えておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

【司会】 　　ただいま事務局より、今後の予定について報告をさせていただきました。第  
3回の懇談会につきましても、きょうのように非常に情報が多くて、ほんとうに短い時間  
でいろいろご意見をいただくということ、申しわけなく思っております。ということで、  
3回の懇談会に関する資料についても、あらかじめまた皆さんのほうに郵送等で資料を配  
付させていただきたいと思ひます。できるだけ早く資料を配付することをしたいと思っ  
ておりますので、よろしくお願ひします。

長い時間、ありがとうございました。これをもちまして、第2回手賀沼・印旛沼・根木  
名川圏域流域懇談会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —